

印長裁
認判

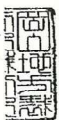
次回期日	平成 年 月 日 午前 後 時 分	民事訴訟法第一四 三條第一項第 四号の事項	当事者の 出頭 状況等	裁判所書記官 裁判官 裁判官 裁判長裁判官	池田亮一 吉波佳希 濱本章子 寺島洋志	岡山地方裁判所第二民事部 法廷で公開	期日 平成八年一月二十六日 午前十一時〇〇分	場所及び 公開の有無	事件の表示 昭和六三年(ワ)第七六七号	第四六回口頭弁論調書(和解)	弁論の要領	当事者間で次のとおり和解成立	当事者の表示	別紙「当事者目録」記載のとおり	請求の表示	請求の趣旨及び原因は、昭和六一年(ワ)第八一八号事件、同六三年(ワ)第七六七号事件の各訴状及び昭和六三年(ワ)第七六七号事件の平成元年二月一七日付け訴状訂正申立書各記載のとおりであるから、ここにこれらを引用する	和解条項	別紙「前文、和解条項」記載のとおり
------	--	-----------------------------	-------------------	--------------------------------	------------------------------	-----------------------	------------------------------	---------------	------------------------	----------------	-------	----------------	--------	-----------------	-------	---	------	-------------------

附録第一号様式(口頭弁論調書 合議)

最高裁印 一号

裁判所書記官 寺島洋志

裁判所



「弁論の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が署名押印又は記名押印すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

当事者の出頭状況等

原告ら代理人

同

同

昭和六一年(ワ)第八一八号原告ら復代理人兼昭和六三年(ワ)第七六七号原告ら代理人



原告ら代理人

同

同

同

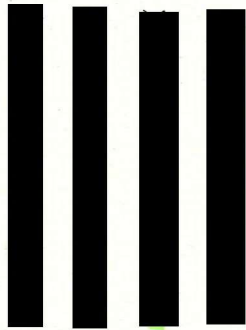
同



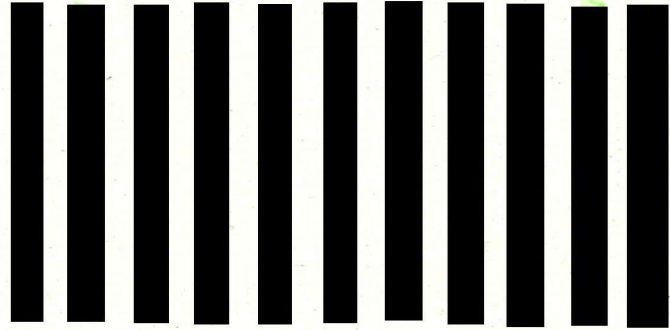


同 同 同
被告ら代理人

各
出
頭



同 同 同 同 同
被告ら代理人
同 同 同 同
原告ら復代理人





前

文

本件訴訟は、倉敷市水島地区における公害健康被害補償法に基づく認定患者らが、被告川崎製鉄株式会社、中国電力株式会社、三菱化学株式会社、岡山化成株式会社、旭化成工業株式会社、水島共同火力株式会社、三菱石油株式会社、株式会社ジャパンエナジー（以下、単に「被告会社」という）に対し、大気汚染物質の排出の差止めと損害賠償とを求めた事案である。

ところで、慢性気管支炎、気管支喘息、肺気腫等の疾病は、喫煙・アレルギー・職業性暴露および大気汚染などその他諸々の複数の要因を病因とし、その中のさらに大気汚染に起因する呼吸器疾患の発生は、工場から発生するばい煙、粉じんのほかに、自動車から排出される各種汚染物質等による複合汚染によりもたらされるとされている。

患者原告らは、被告会社の排出した二酸化いおう等の大気汚染物質によって、公害健康被害補償法の指定疾病である慢性気管支炎、気管支喘息、肺気腫等に罹患したと主張し、被告会社は大気汚染物質の排出は認めたものの、水島地区の汚染濃度では右



各疾病を発症させるには至らないとして因果関係を争っている。本件訴訟では、被告会社の操業に伴う排出にかかる大気汚染物質と患者原告らの疾病罹患との因果関係の存否が最大の争点である。

本件訴訟で取り調べた証拠資料によれば、水島地区において公害健康被害補償法による認定患者が多発し、現在も患者原告らが認定疾病のため苦しんでいること、水島地区においては昭和三〇年代末ころから、昭和四〇年代後半にかけて環境基準を超える大気汚染があり、この大気汚染に被告会社の排出した汚染物質が寄与していること、の各事実が認められるが、この事実の評価をめぐっては患者原告らと被告会社の間で争いがあり、今後とも当事者双方が、被告会社の操業に伴う大気汚染物質の排出と患者原告らの疾病罹患との因果関係についての争いを続けるならば、最終判断による決着にはさらに相当の日時を要するものと思われる。

他方、提訴以来すでに長期間が経過し、患者原告らの中には高齢者も多く、多数のものが死亡していること、被告会社は公害防止に努力を継続し、少なくともその周辺環境は改善されてきていることなどの訴訟に現れた一切の事情を総合すると、当裁判所は現段階で右の争いを止め、和解によって本件訴訟を終結させるのが最も妥当な

解決であると考え、以下のとおり和解を勧告したところ、当事者双方もこれを了として和解が成立するに至った。

和解条項

一 被告会社は、原告らに対し、大気汚染とその健康影響をめぐる長期に亘る紛争を終結し、将来に亘る友好関係を樹立する趣旨で、解決金として金九九一、〇〇〇、〇〇〇円を一括して平成九年一月三十一日限り、原告ら訴訟代理人弁護士山崎博幸事務所あて持参又は送金して支払う。

但し、原告らは、右解決金の一部を原告らの環境保健、地域の生活環境の改善などの実現に使用できるものとする。

二 原告らは、その余の請求を放棄する。

三 原告らおよび被告会社は、本和解により、原告らの公害健康被害補償法に基づく受給資格に何らの影響がないことを相互に確認する。

四 被告会社は、今後とも公害防止対策に努力する。

五 原告らおよび被告会社は、本和解条項に定めたほか、本件につき他になんらの債権債務のないことを確認する。



六 訴訟費用は、原告らおよび被告会社各自の負担とする。

以上



右は正本である。

平成 八年 一月 二十六日

岡山地方裁判所第二民事部

裁判所書記官



寺島洋志



最高裁印 二号